資料１

「県有施設における電気自動車用充電設備導入事業」仕様書

１　目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、運輸部門における温室効果ガス排出量の削減を図るためには、電気自動車（以下「ＥＶ」という。）等の次世代自動車の普及促進は重要であり、本県においても次世代自動車の導入とともにＥＶ用充電設備（以下「充電設備」という。）等のインフラ整備を促進することとしている。

本事業は、県有施設における充電設備の導入により、地域への波及効果や誘客を図るとともに、脱炭素社会の実現を目指すことを目的とする。

２　事業概要

（１）事業の名称

県有施設における電気自動車用充電設備導入事業

（２）実施期間

別表１の設置候補施設において、令和８年度末日までに充電設備を設置し、運用を開始する。期間は、別途締結する契約書等において定めるものとするが、最低８年間とし、双方の協議により延長することとなった場合は、この限りではない。

（３）事業内容

県が所有する施設の駐車場に充電設備を整備するとともに、設備の維持管理や利用者への充電サービスの提供等の運用を行う。充電設備等の設計、設置工事、維持管理、利用システムの運用等、本事業の遂行に要する一切の費用は、実施事業者の負担とする。期間終了後に設備を撤去する際の費用も、同様とする。

① 充電設備の設置

ア 仕様

充電設備の種類は、普通充電器（出力６ｋW以上）又は急速充電器（出力 50ｋW以上）とし、口数は、設置候補施設の管理者等との協議の上で決定する。

イ 電力の調達

充電設備に係る電力については、原則、実施事業者が新規に電線引込工事を行い、小売電気事業者と電力供給契約を締結することで、直接調達すること。

ウ 土地の使用

【行政財産の使用】

・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の４第７項における行政財産の目的外使用とし、実施事業者は、香川県公有財産規則（昭和 39 年香川県規則第 37 号）第 24 条に基づき使用許可を受けること。

・事業期間における土地の使用料は、香川県使用料、手数料条例（昭和 27 年香川県条例第２号）に基づいて県との協議の上で、実施事業者が負担すること。

エ その他

・国の補助事業を活用する場合は、実施事業者により申請等の手続きを行い、補助事業の条件に基づいて実施するとともに、申請スケジュール等も併せて示すこと。

・充電設備は、施設の駐車場区域や契約電力等を十分に考慮した上で設計し、県の承諾を得るものとする。また、設置工事においても当該施設の運営を妨げることなく行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要となる場合等は、事前に県と協議を行うこと。

・実施事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷を与えた場合や、実施事業者の責めに帰すべき事由により県が損害を被った場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

② 充電設備の運用

ア 利用料金設定

充電設備の利用者から徴収する利用料金については、あらかじめ県と協議の上、実施事業者が適正な価格を設定するものとする。事業期間中に、社会情勢等に鑑み、料金改定が必要となった場合も、県との協議の上で決定すること。

イ 利用方法

利用者向けアプリの提供や複数の決済方法を採用する等、利便性向上のためのシステムを構築すること。

ウ 利用者対応

・充電設備の利用者からの問い合わせや苦情、不具合等の不測の事態に対して迅速かつ円滑に対応することができるよう組織化された運営体制を確立し、常時適切な人員体制を配置すること。

・充電設備を設置する駐車区画については、施設利用者が多い場合等、一般車両の駐車区画として開放することがある。

・苦情や不具合等の不測の事態が発生した場合は、速やかに県への連絡を行った上で復旧等の適切な措置を講じるとととともに、結果についても県に報告すること。

・利用者の個人情報は、法令に基づき適正に管理し、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

エ その他

・充電設備の運用時間は、設置する施設の駐車場の利用可能時間と同一とする。

・利用実態に関する各種データを収集し、毎年度終了後 30 日以内に県に報告すること。県から要求があった場合には、その都度情報を提供すること。

③ 候補施設

別表１「設置候補施設一覧」のとおり。

④ 運用終了後

県が指定する日までに、実施事業者の責任と負担により設置場所を速やかに原状回復して返還すること。原状回復の範囲については、県と協議の上、定めるものとする。

３　その他

（１）実施事業者は、関係法令を遵守し、真摯かつ誠実に本事業を遂行すること。

（２）充電設備の設計・整備、運用管理、保守・メンテナンス等、充電設備の運用に係る一切を実施事業者の負担により実施する。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、県は一切の責任を負わない。

（３）実施事業者が県と締結する協定等に定める事項を履行しない場合には、解除となることがある。解除となった場合は、上記２（３）④と同様に、実施事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。

（４）実施事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、県が適切と認める新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。

（５）本事業の実施において知り得た情報について、その秘密を守らなければならない。

また、データ等をこの事業の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。本事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（６）本事業の実施にあたっては、県と十分に打合せを行い、県の承認を得た上で行い、仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、県及び実施事業者が協議の上、事業の遂行に支障がないよう処理するものとする。

別表１

設置候補施設一覧

	名　称	住　所	駐車料金	利用者数 (R6年度)	駐車場 利用可能時間	駐車台数	既存充電設備	地下駐車場
①	県立ミュージアム	高松市玉藻町5-5	25分ごとに100円	111,525人	午前9時から午後10時	50台	−	○
②	満濃池森林公園	仲多度郡まんのう町七箇字三田4109-24	無料	132,850人	午前7時30分から午後5時30分	普通車324台 大型バス10台	−	−
③	社会福祉総合センター	高松市番町1-10-35	25分ごとに100円	141,515人	午前8時半から午後9時半	約50台	−	○
④	青年センター	高松市国分寺町国分1009	無料	55,496人	午前9時から午後9時	本館28台 体育館19台	−	−
⑤	香川用水記念公園	三豊市財田町財田中2355	無料	70,120人	24時間	普通車120台 大型車4台	−	−

※施設の休館等により、年末年始等の利用ができない場合があります。